

米国関税措置について

日本貿易振興機構（ジェトロ）

山梨貿易情報センター

2025年9月2日

※最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での通告を基に作成しています。

1 | 日米関税合意の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、**日本との関税協議で合意に至ったと表明**。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。**日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ（8月7日～）決定**。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

	合意の内容
米国の関税措置	■ 日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ。 ■ 一般税率（MFN税率）が15%未満の品目にかかる税率は、MFN税率と相互関税を合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない予定。 ■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意を上回る部分について、8月7日にさかのぼって払い戻し（遡及効）がされると、米側より説明あり。 ■ 1962年通商拡大法232条に基づく自動車・同部品に対する25%の追加関税を、MFN税率を含めて15%に引き下げる大統領令が、相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出されると、米側より説明あり。 ■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。
日本の対米投資	■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱（きょうじん）なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。 ■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供することを可能に（出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする）。
日本の対米輸入	■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。 ■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス（最低輸入量）の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。 ■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。

（出所）日米両政府の発表（2025年8月22日時点）

2 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国）](#) | [トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

（注） 2025年8月22日時点

（出所）米国政府発表資料や議会調査局（CRS）などから作成

3 | トランプ政権の関税政策の全容（232条・301条）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・ アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2月17日
			・ 適用除外を撤廃、対象品目を追加	3月12日
			※米国で溶解・铸造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	3月17日
		4月4日	・ アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日
		6月4日	・ 鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日
		6月23日	・ 白物家電を関税対象に追加	6月23日
		8月18日	・ 約400品目を関税対象に追加	8月19日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・ 自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・ 部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。 ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	4月3日
		4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
	銅	8月1日	・ 銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	3月14日
				7月11日
				7月31日
				8月4日
	木材	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日
	半導体、医薬品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日
	中・大型トラック	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月24日
	民間航空機・同部品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日
	ポリシリコン・無人航空機システム	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月16日
	風力タービン・同部品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	8月22日
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	—	・ 301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日

（注）2025年8月22日時点。

（出所）米国政府公開資料

4 | トランプ政権の関税政策の全容（IEEPA）

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30%（メキシコは90日間延期）に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	ブラジル原産品	8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ（ベースライン関税10%とは別に上乗せ）	8月1日
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定（相互関税25%とは別に上乗せ）	8月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ ・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ ➔4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。 ➔7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。 ・ ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 ・ 日本との関税交渉が7月22日（米国時間）に終了、日本は15%に ・ EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日（米国時間）に発表	4月3日
				4月9日
				4月9日
				4月10日
				5月14日
				7月8日
				7月10日
				7月23日
				7月24日
				7月24日
				7月28日
				7月29日
				7月31日
				8月1日
				8月4日
				8月6日
				8月7日
				8月22日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日

（注） 2025年8月22日時点
（出所） 米国政府公開資料

5 | 相互関税の概要

	詳細
いつから？	① 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用（既存（4/5より前）の関税率+10%）。 ② 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。 ③ 米東部時間8月7日午前0時1分から、大統領令（7月31日）附属書1（Annex I）に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。 ④ 7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。 ⑤ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は11月10日まで適用停止（大統領令（5月12日）、大統領令（8月11日））。
対象外品目は？	■ カナダまたはメキシコ産品：両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた（エネルギー製品など一部対象外品目を除く）。 ■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品 ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令（4月2日）の附属書2に列挙されている医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品など ※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加 ■ 寄付品など、出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ （製品の米国産部分のみは適用対象外に）製品の価値の20%以上が米国原産の品目 ■ （10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に）8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関または消費のため倉庫から引き出された品目

6 | 相互関税の対象は約70力国・地域

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令で、下記の相互関税率が示された。これらの関税率は米東部8月7日午前0時1分から適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は相互関税の対象外。一律ベースライン関税10%のみが適用される。
- **日本の相互関税率は24%と設定されていたが、15%に引き下げられた。**

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率

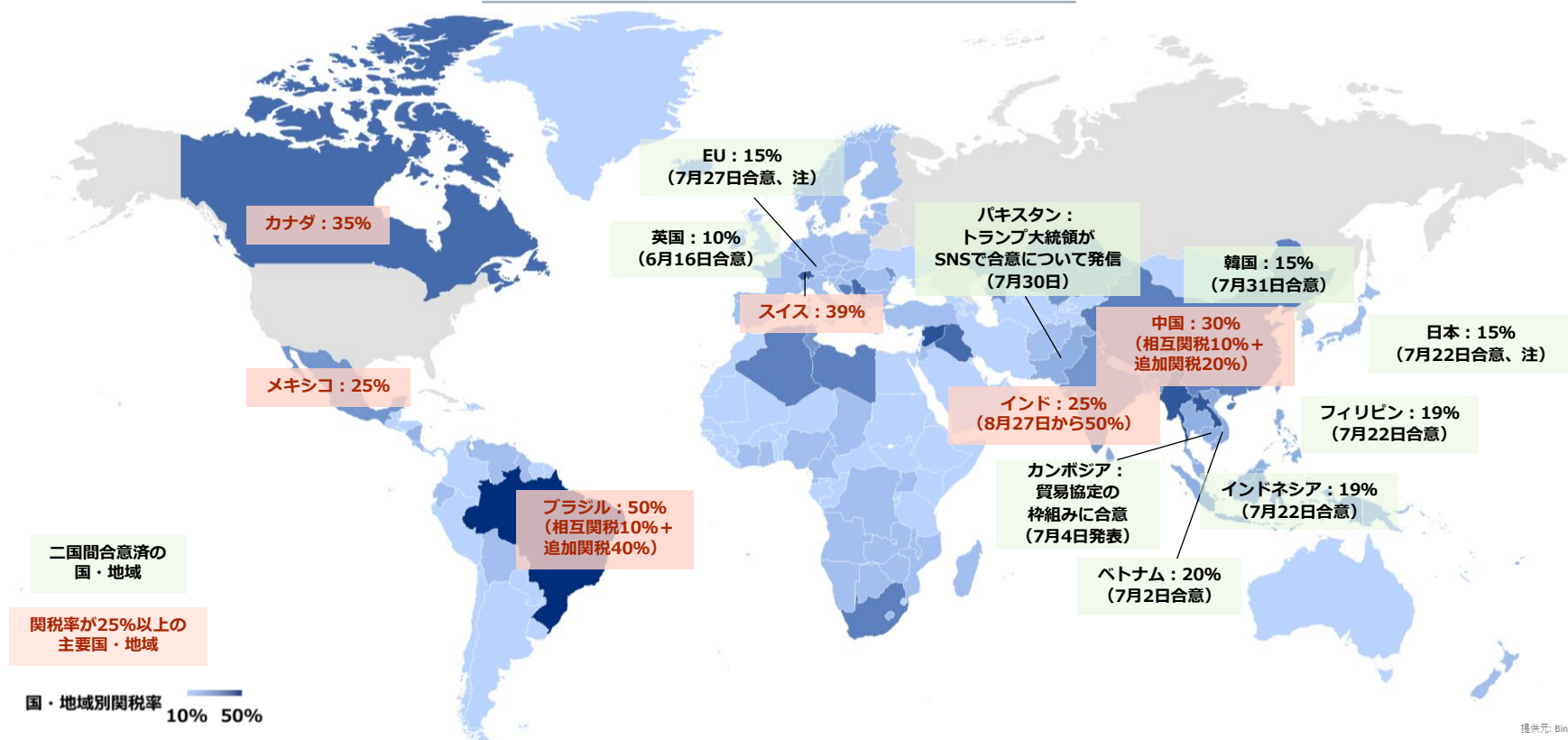
国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%
ボリビア	15%	日本（注）	15%	フィリピン	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス	39%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	20%
コスタリカ	15%	マラウイ	15%	タイ	19%
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%
欧州連合（EU、注）	15%	ミャンマー	40%	英国	10%
フォークランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%

（注）EUおよび日本（見込み）は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。
（出所）米国政府公開資料（大統領令（7月31日）Annex Iなど）、2025年8月22日時点

7 | 各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10～41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で齟齬も。

各国・地域の追加関税率、合意済の国・地域



(注) EUおよび日本（見込み）からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表（HTSUS）の一般税率（MFN税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

(出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成（2025年8月22日時点）

© Australian Bureau of Statistics, GeoNames, Geospatial Data Edit, Microsoft, Navinfo, Open Places, OpenStreetMap, Overture Maps Foundation, TomTom, Zenrin

8 | 現在発動中の主要国・地域への追加関税率一覧

原産国・地域

対象品目							左記以外の 国
鉄鋼・ アルミ 製品 (および派生品)	計70%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	鉄鋼・アルミ関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IEEPA関税 20%	4月3日以降に米国で組み立てられた自動車で 希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合 希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能			関税割当の 設定を検討	英国は25%	
自動車・ 同部品	計45%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
	自動車・同部品関税						
	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
	IEEPA関税 20%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は 非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除			英国は年間10万台まで10%、 日本・韓国・EUはMFN税率を含め 15%となる予定		
銅 (派生品・ 半製品)	計70%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%
	銅関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	IEEPA関税 (特定国対象)						
上記以外の 品目	20%	35%	25%		15% または MFN税率	15% または MFN税率	合計は国・ 地域に より異なる
	相互関税						
	34%	12%	12%	10%	15%~	15%~	7/31付 大統領令に 基づく税率
	うち10%ベース ライン関税のみ適用中						
	IEEPAカナダ・メキシコ関税適用中は免除						
	MFN税率<15%→15% MFN税率>15%→MFN税率 ※EUの一部品目についてはMFN 関税のみが適用される						
	20%	35%	25%	40%			
	IEEPA関税 (特定国対象)			対象外品目あり、 7/30付大統領令 Annex I 参照			
	エネルギー製品は10%						
	USMCA原産地規則を満たす製品は適用免除						

(注) 2025年8月22日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠法に発動、(出所) 米国政府発表資料などから作成

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

9 | 迂回輸出への取り締まりも強化

- 7月31日発表の大統領令では、迂回輸出への取り締まりも強化すると発表。
- 米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合、**米国東部時間8月7日午前0時1分から40%の相互関税を適用するとした。**

	内容
対象となる 場合	・米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合
適用される 措置	・原産国の製品に適用される追加関税率に代わる、40%の相互関税 ・罰金、罰則、手数料など ・製品の原産国に適用されるその他の関税など ※関税回避のために積み替えられた輸入品に対して課された罰則の軽減や免除は認めない
適用開始時期	米国東部時間8月7日午前0時1分～ ※米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は対象外。
米政府の 今後の対応	・商務長官、国土安全保障長官は米国通商代表部と協議の上、米国税関・国境警備局長官を通じて、迂回スキームに利用された国・地域や施設の一覧を6カ月ごとに公表する

10 | 自動車・同部品関税の概要

- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、4月3日から自動車、5月3日から自動車部品に25%の追加関税を発動した。
- 日本に対する自動車・同部品への追加関税率は、米国東部7月22日の日米合意で一般税率（MFN税率）を含めて15%とすると発表。相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出される予定。

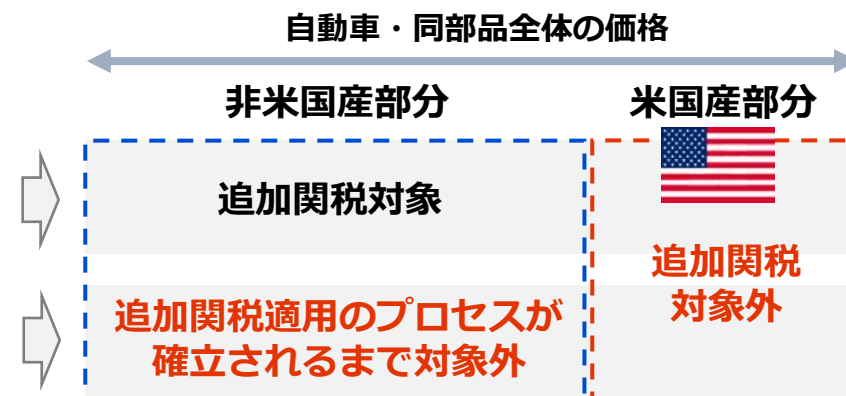
自動車・同部品関税の概要

追加関税率	■ 25%（注） ※日本に対する追加関税率は15%への引き下げに合意（15%にはMFN税率を含む）	
適用開始時期	自動車	米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品
	自動車部品	米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック
	自動車部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車

USMCAの自動車原産地規則を満たす
自動車部品



（注）英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所）[米国政府公開資料](#)、[米国政府公開資料（英国自動車関税）](#)、日本政府発表など、2025年8月22日時点

11 | 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

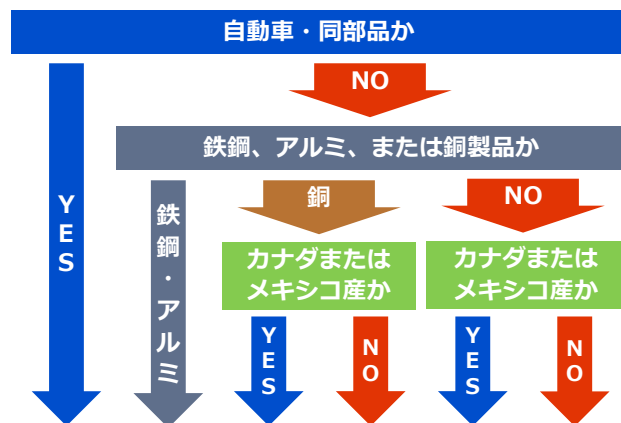
4月2日発表：[自動車](#)（関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている）

5月1日発表：[自動車部品](#)（関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている）

12 | 自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。6月3日付の大統領布告で、累積停止の判定フローが修正された。

追加関税率累積停止の判定フロー



関税の種類	①	②	③	④	⑤	⑥
自動車・同部品	○	×	×	×	×	×
鉄鋼・アルミ・銅	×	○	○	○	×	×
相互関税	×	×	×	×	×	○
カナダ・メキシコ	×	×	○	×	○	×

USMCA原産地規則を満たす自動車部品は当面適用除外となっているが、鉄鋼・アルミ・銅関税の対象になり得る。

USMCA原産地規則を満たす場合は適用除外。

- なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく対中追加関税も累積される。

(出所) [累積停止大統領令（修正の大統領布告）](#)、[追加関税相殺大統領令](#)、2025年8月22日時点

自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- **（対象者）** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- **（目的）** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- **（条件）** 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **（申請方法）** 自動車メーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額※米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし

13 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大する大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、英国を除き追加関税率を50%に引き上げ。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。

第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に**25%**の追加関税
アルミ製品に**10%**の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は**25%**、
アルミ派生品は**10%**の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**25%**の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**25%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールを対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**50%**の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**50%**の追加関税

2025年6月23日

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加

2025年8月18日

鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

例外措置

- ・ 2025年3月12日以降、**全廃**
- ・ ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

232条関税の対象製品を追加する新プロセス創設
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加要請を受け付け（[宣報](#)）

14 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、25%の追加関税**が課されていたが、6月4日以降、英国を除いて**50%の追加関税に引き上げ**。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	最新のガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	CSMS#65936570 (8月15日公開)	2018年3月以降の包括リスト (リンク先はWord形式ファイルです)	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。
アルミ	CSMS#65936615 (8月15日公開)	2018年3月以降の包括リスト (リンク先はWord形式ファイルです)	

第1次トランプ政権で追加関税対象となった鉄鋼・アルミ製品、派生品のHTSコード

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	大統領布告9705	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

(注) 品目の詳細は各布告の附属書（Annex）を確認すること。
(出所) 米国政府公開資料（2025年8月22日時点）

鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類に分類される品目のHTSコード。表中の太字の品目は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード（73類に分類される鉄鋼派生品）
通関用 ガイダンス	7301.20.10、7301.20.50、7302.30.00、 7302.90.9000 、 7307.19.30 、 7307.19.90 、7307.21.10、7307.21.50、7307.22.10、7307.22.50、7307.23.00、7307.29.00、7307.91.10、7307.91.30、7307.91.50、7307.92.30、7307.92.90、7307.93.30、7307.93.60、7307.93.90、7307.99.10、7307.99.30、7307.99.50、7308.10.00、7308.20.00、7308.30.10、7308.30.50、7308.40.00、7308.90.30、7308.90.60、7308.90.70、7308.90.95、7309.00.00、7310.10.00、7310.21.00、7310.29.00、7311.00.00、7312.10.05、7312.10.10、7312.10.20、7312.10.30、7312.10.50、7312.10.60、7312.10.70、7312.10.80、7312.10.90、7312.90.00、7313.00.00、7314.12.10、7314.12.20、7314.12.30、7314.12.60、7314.12.90、7314.14.10、7314.14.20、7314.14.30、7314.14.60、7314.14.90、7314.19.01、7314.20.00、7314.31.10、7314.31.50、7314.39.00、7314.41.00、7314.42.00、7314.49.30、7314.49.60、7314.50.00、7315.11.00、7315.12.00、7315.19.00、7315.20.10、7315.20.50、7315.81.00、7315.82.10、7315.82.30、7315.82.50、7315.82.70、7315.89.10、7315.89.30、7315.89.50、7315.90.00、7316.00.00、7317.00.10、7317.00.20、7317.00.55、7317.00.65、7317.00.75、7318.11.00、7318.12.00、7318.13.00、7318.14.10、7318.14.50、7318.15.20、7318.15.40、7318.15.50、7318.15.60、7318.15.80、7318.16.00、7318.19.00、7318.21.00、7318.22.00、7318.23.00、7318.24.00、7318.29.00、7319.40.20、7319.40.30、7319.40.50、7319.90.10、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、7320.20.50、7320.90.10、7320.90.50、7321.11.10、7321.11.30、7321.11.60、7321.12.00、7321.19.00、7321.81.10、7321.81.50、7321.82.10、7321.82.50、7321.89.00、7321.90.10、7321.90.20、7321.90.40、7321.90.50、7321.90.60、7322.19.00、7322.90.00、7323.10.00、7323.93.00、7323.94.00、7323.99.10、7323.99.30、7323.99.50、7323.99.70、7323.99.90、7324.10.00、7324.29.00、7324.90.00、7325.91.00、7325.99.10、7325.99.50、7326.11.00、7326.19.00、7326.20.00、7326.90.10、7326.90.25、7326.90.35、7326.90.45、7326.90.60、7326.90.86、7317.00.5501、7317.00.5502、7317.00.5508、7317.00.5511、7317.00.5518、7317.00.5519、7317.00.5520、7317.00.5530、7317.00.5540、7317.00.5550、7317.00.5570、7317.00.5590、7317.00.6530、8418.10.00、8418.30.00、8418.40.00、8422.11.00、8431.31.00、8431.42.00、8431.49.10、8431.49.90、8432.10.00、8432.90.00、8450.11.00、8450.20.00、8451.21.00、8451.29.00、8509.80.20、8516.60.40、8547.90.00、

鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類以外に分類される品目のHTSコード。表中の**太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書

HTSコード（73類以外に分類される鉄鋼派生品）

通関用 ガイダンス

0402.99.68、0402.99.70、0402.99.90、2106.90.9998、2710.19.3050、2711.12.0020、2804.29.0010、2804.40.0000、2901.22.0000、2903.42.1000、2903.43.10、2903.44.10、2903.45.10、2903.49.00、2903.51.10、2903.59.90、2903.71.0100、3004.90.9244、3208.10.00、3208.20.00、3208.90.00、3209.10.00、3209.90.00、3213.90.00、3214.10.00、3303.00.10、3303.00.20、3303.00.30、3304.30.00、3304.99.50、3305.10.00、3305.30.00、3305.90.00、3306.90.00、3307.10.10、3307.10.20、3307.20.00、3307.49.00、3307.90.00、3401.30.10、3401.30.50、3402.31.90、3402.49.90、3402.50.11、3402.50.51、3402.90.10、3402.90.30、3402.90.50、3403.19.10、3403.19.50、3403.99.00、3405.10.00、3405.20.00、3405.40.00、3405.90.00、3506.10.50、3506.91.10、3506.91.50、3506.99.00、3808.59.10、3808.59.40、3808.61.10、3808.61.50、3808.62.10、3808.62.50、3808.69.10、3808.69.50、3808.91.15、3808.91.25、3808.91.30、3808.91.50、3808.94.10、3808.94.50、3809.91.00、3810.10.00、3811.19.00、3811.21.00、3814.00.10、3814.00.20、3814.00.50、3820.00.00、3824.99.9397、3827.61.0000、3827.62.0000、3827.63.0000、3827.64.0000、3827.65.0000、3925.20.00、3926.90.10、7216.91.0010、7614.10.10、8202.39.0040、8203.40.60、8205.59.55、8205.70.00、8207.20.0070、8207.30.6062、8207.30.6095、8211.10.00、8211.91.10、8211.91.20、8211.91.25、8211.91.30、8211.91.40、8211.91.50、8211.91.80、8211.92.20、8211.92.40、8211.92.60、8211.92.90、8211.93.00、8211.94.10、8211.94.50、8211.95.10、8211.95.50、8211.95.90、8215.10.00、8215.20.00、8215.91.30、8215.91.60、8215.91.90、8215.99.01、8215.99.05、8215.99.10、8215.99.15、8215.99.20、8215.99.22、8215.99.24、8215.99.26、8215.99.30、8215.99.35、8215.99.40、8215.99.45、8215.99.50、8302.10.60、8302.41.30、8302.41.60、8302.42.30、8302.49.60、8305.20.00、8307.10.60、8401.40.0000、8403.10.00、8406.90.4000、8407.21.00、8407.90.10、8407.90.90、8408.20.10、8408.20.90、8409.91.50、8409.91.92、8409.91.99、8409.99.91、8409.99.92、8409.99.99、8410.90.0000、8411.81.80、8412.21.00、8412.29.80、8412.90.9070、8412.90.9075、8413.81.00、8413.91.9055、8413.91.9060、8413.91.9096、8414.30.40、8414.80.16、8414.90.30、8414.90.41、8415.10.30、8415.10.60、8415.10.90、8415.81.01、8415.82.01、8415.83.00、8415.90.40、8415.90.80、8417.90.0000、8418.21.00、8418.29.20、8418.99.40、8419.81.50、8421.29.00、8424.10.0000、8424.89.90、8425.42.00、8426.20.00、8426.99.00、8427.10.40、8427.10.80、8427.20.40、8427.20.80、8427.90.00、8428.32.00、8428.33.00、8428.39.00

鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類以外に分類される品目のHTSコード。表中の**太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書

HTSコード（73類以外に分類される鉄鋼派生品）

通関用 ガイダンス

8428.60.00、8428.70.00、8428.90.03、8429.11.00、8429.19.00、8429.20.00、8429.30.00、8429.40.00、8429.51.10、8429.51.50、8429.52.10、8429.52.50、8429.59.10、8429.59.50、8431.20.00、8431.39.00、8431.41.00、8431.43.40、8431.43.80、8433.11.00、8433.20.00、8433.51.00、8433.59.00、8433.90.10、8433.90.50、8443.16.0000、8454.20.0010、8454.20.0060、8455.30.00、8455.90.4000、8455.90.8000、8457.10.00、8474.90.00、8477.10.30、8477.10.40、8477.10.90、8477.90.25、8477.90.8601、8479.89.55、8479.89.65、8479.90.45、8479.90.55、8479.90.65、8479.90.75、8479.90.85、8479.90.95、8480.49.0010、8480.71.8045、8480.71.8060、8480.79.9010、8482.10.5004、8482.10.5008、8482.10.5012、8482.10.5016、8482.10.5024、8482.10.5028、8482.10.5032、8482.10.5036、8482.10.5052、8482.10.5056、8482.10.5060、8482.10.5064、8482.10.5068、8482.20.0064、8482.20.0067、8482.20.0090、8482.99.05、8482.99.15、8482.99.25、8482.99.35、8482.99.45、8482.99.65、8483.10.1010、8483.10.1050、8483.10.50、8483.20.40、8483.20.80、8483.30.40、8483.30.80、8483.40.10、8483.40.5020、8483.40.90、8483.50.60、8483.50.90、8483.60.40、8483.60.80、8483.90.20、8483.90.30、8483.90.50、8483.90.70、8483.90.80、8501.53.40、8501.53.60、8501.53.80、8501.64.0110、8502.31.0000、8503.00.35、8503.00.45、8503.00.65、8503.00.75、8503.00.90、8503.00.95、8504.23.00、8504.33.00、8504.90.9634、8504.90.9638、8504.90.9642、8514.20.40、8514.20.60、8516.29.00、8516.60.60、8601.10.00、8601.20.00、8602.10.00、8602.90.00、8603.10.00、8603.90.00、8604.00.00、8605.00.00、8607.11.00、8607.19.0300、8607.19.06、8607.19.12、8607.19.15、8607.19.90、8607.21.50、8607.30.1010、8607.30.1050、8607.30.1090、8607.30.50、8607.91.00、8607.99.50、8609.00.00、8701.10.01、8701.21.0080、8701.22.0080、8701.23.0080、8701.24.0080、8701.29.0080、8701.30.10、8701.30.50、8701.91.10、8701.91.50、8701.92.10、8701.92.50、8701.93.10、8701.93.50、8701.94.10、8701.94.50、8701.95.10、8701.95.50、8702.10.31、8702.10.61、8703.10.10、8703.10.50、8703.21.01、8705.10.00、8705.20.00、8705.90.0010、8705.90.0020、8706.00.30、8708.40.30、8708.40.60、8708.92.10、8708.92.50、8708.92.60、8708.92.75、8708.93.15、8708.93.30、8708.99.23、8708.99.81、8710.00.00、8711.30.00、8711.50.00、8711.60.00、8714.10.00、8716.10.00、8716.39.00、8716.80.10、8716.80.50、8716.90.10、8716.90.30、9401.71.00、9401.79.00、9403.10.00、9403.20.00、**9403.99.10**、**9403.99.9010**、9403.99.9020、**9403.99.9015**、**9403.99.9040**、**9403.99.9045**、**9403.99.9051**、**9403.99.9061**、9405.99.20、9405.99.40、9406.20.00、9406.90.01、**9506.91.00**

16 | アルミ：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の太字は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード
通関用 ガイダンス	0402.99.68、0402.99.70、0402.99.90、2106.90.9998、2203.00.0060、2203.00.0090、2710.19.3050、2903.43.10、2903.45.10、2903.49.00、2903.51.10、2903.59.90、3004.90.9244、3208.10.00、3208.20.00、3208.90.00、3209.10.00、3209.90.00、3213.90.00、3214.10.00、3303.00.10、3303.00.20、3303.00.30、3304.30.00、3304.99.50、3305.10.00、3305.30.00、3305.90.00、3306.90.00、3307.10.10、3307.10.20、3307.20.00、3307.49.00、3307.90.00、3401.30.10、3401.30.50、3402.31.90、3402.49.90、3402.50.11、3402.50.51、3402.90.10、3402.90.30、3402.90.50、3403.19.10、3403.19.50、3403.99.00、3405.10.00、3405.20.00、3405.40.00、3405.90.00、3506.10.50、3506.91.10、3506.91.50、3506.99.00、3701.30.0000、3808.59.10、3808.59.40、3808.61.10、3808.61.50、3808.62.10、3808.62.50、3808.69.10、3808.69.50、3808.91.15、3808.91.25、3808.91.30、3808.91.50、3808.94.10、3808.94.50、3809.91.00、3810.10.00、3811.19.00、3811.21.00、3814.00.10、3814.00.20、3814.00.50、3820.00.00、3824.99.9397、6603.90.8100、7308.20.0035、7610.10.00、7610.90.00、7612.10.0000、7612.90.10、7612.90.5000、7613.00.0000、7614.10.10、7615.10.2015、7615.10.2025、7615.10.3015、7615.10.3025、7615.10.5020、7615.10.5040、7615.10.7125、7615.10.7130、7615.10.7155、7615.10.7180、7615.10.9100、7615.20.0000、7616.10.9090、7616.99.1000、7616.99.5130、7616.99.5140、7616.99.5190

16 | アルミ：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の太字は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書

HTSコード

通関用 ガイダンス

8302.10.3000、8302.10.6030、8302.10.6060、8302.10.6090、8302.20.0000、8302.30.3010、8302.30.3060、8302.41.3000、8302.41.6015、8302.41.6045、8302.41.6050、8302.41.6080、8302.42.3010、8302.42.3015、8302.42.3065、8302.49.6035、8302.49.6045、8302.49.6055、8302.49.6085、8302.50.0000、8302.60.3000、8302.60.9000、8305.10.0050、8306.30.0000、**8307.90.6000、8309.90.0020、8309.90.0025、8412.90.9070、8412.90.9075**、8414.59.6590、8415.90.8025、8415.90.8045、8415.90.8085、**8414.80.16、8418.10.00、8418.99.8005、8418.99.8050、8418.99.8060、8419.50.1000、8419.50.5000、8419.90.1000、8422.90.0640、8424.89.90、8424.90.9080、8443.16.0000、8450.11.00、8451.21.00、8467.22.00、8467.29.00、8467.81.00、8467.89.50**、8473.30.2000、8473.30.5100、8479.89.9599、8479.90.8500、8479.90.9596、8481.90.9060、8481.90.9085、**8483.40.5020、8483.90.5020**、8486.90.0000、8487.90.0080、**8501.64.0110、8502.20.00、8502.31.0000**、8503.00.9520、**8503.00.9546、8503.00.9570、8504.31.20、8504.31.40、8504.31.60、8504.33.00、8504.34.00、8504.90.20、8504.90.41、8504.90.65、8504.90.75、8504.90.96**、8508.70.0000、8513.90.2000、8515.90.2000、8516.90.5000、8516.90.8050、8517.71.0000、8517.79.0000、8529.90.7300、8529.90.9760、8536.90.8585、8538.10.0000、8541.90.0000、8543.90.8885、**8544.19.00、8544.42.90、8544.49.2000、8544.49.9000、8544.60.2000、8544.60.6000**、8547.90.0020、8547.90.0030、8547.90.0040、8708.10.3050、8708.10.60、8708.29.5160、8708.80.6590、8708.99.6890、**8716.39.0040**、8716.80.5010、8807.30.0060、9013.90.8000、9031.90.9195、**9401.79.00**、9401.99.9081、9403.10.00、9403.20.00、9403.99.1040、9403.99.9010、9403.99.9015、9403.99.9020、9403.99.9040、9403.99.9045、9405.99.4020、9506.11.4080、9506.51.4000、9506.51.6000、9506.59.4040、9506.70.2090、9506.91.0010、9506.91.0020、9506.91.0030、9506.99.0510、9506.99.0520、9506.99.0530、9506.99.1500、9506.99.2000、9506.99.2580、9506.99.2800、9506.99.5500、9506.99.6080、9507.30.2000、9507.30.4000、9507.30.6000、9507.30.8000、9507.90.6000、9603.90.8050

17 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。
- 課税対象は半製品・派生品のうち、**銅部分のみ**。また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは今回の関税措置の**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%（対象は銅製品の銅部分のみ）
対象品目	■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など ■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など ■ 銅スクラップ ■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 （関税払戻は適用対象外）

（出所）米国政府公開資料（2025年8月22日時点）

17 | 銅：2025年7月に発表されたHTSコード

- 7月31日に追加関税の対象となった銅の半製品・派生品のHTSコード。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する銅材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。

根拠文書	HTSコード					
通関用 ガイダンス	7406.10.00、	7406.20.00、	7407.10.15、	7407.10.30、	7407.10.50、	7407.21.15、
	7407.21.30、	7407.21.50、	7407.21.70、	7407.21.90、	7407.29.16、	7407.29.34、
	7407.29.38、	7407.29.40、	7407.29.50、	7408.11.30、	7408.11.60、	7408.19.00、
	7408.21.00、	7408.22.10、	7408.22.50、	7408.29.10、	7408.29.50、	7409.11.10、
	7409.11.50、	7409.19.10、	7409.19.50、	7409.19.90、	7409.21.00、	7409.29.00、
	7409.31.10、	7409.31.50、	7409.31.90、	7409.39.10、	7409.39.50、	7409.39.90、
	7409.40.00、	7409.90.10、	7409.90.50、	7409.90.90、	7410.11.00、	7410.12.00、
	7410.21.30、	7410.21.60、	7410.22.00、	7411.10.10、	7411.10.50、	7411.21.10、
	7411.21.50、	7411.22.00、	7411.29.10、	7411.29.50、	7412.10.00、	7412.20.00、
	7413.00.10、	7413.00.50、	7413.00.90、	7415.10.00、	7415.21.00、	7415.29.00、
	7415.33.05、	7415.33.10、	7415.33.80、	7415.39.00、	7418.10.00、	7418.20.10、
	7418.20.50、	7419.20.00、	7419.80.03、	7419.80.06、	7419.80.09、	7419.80.15、
	7419.80.16、	7419.80.17、	7419.80.30、	7419.80.50、	8544.42.10、	8544.42.20、
	8544.42.90、	8544.49.10				

(注) 品目の詳細は各布告の附属書（Annex）を確認すること。
 (出所) 米国政府公開資料（2025年8月22日時点）

18 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

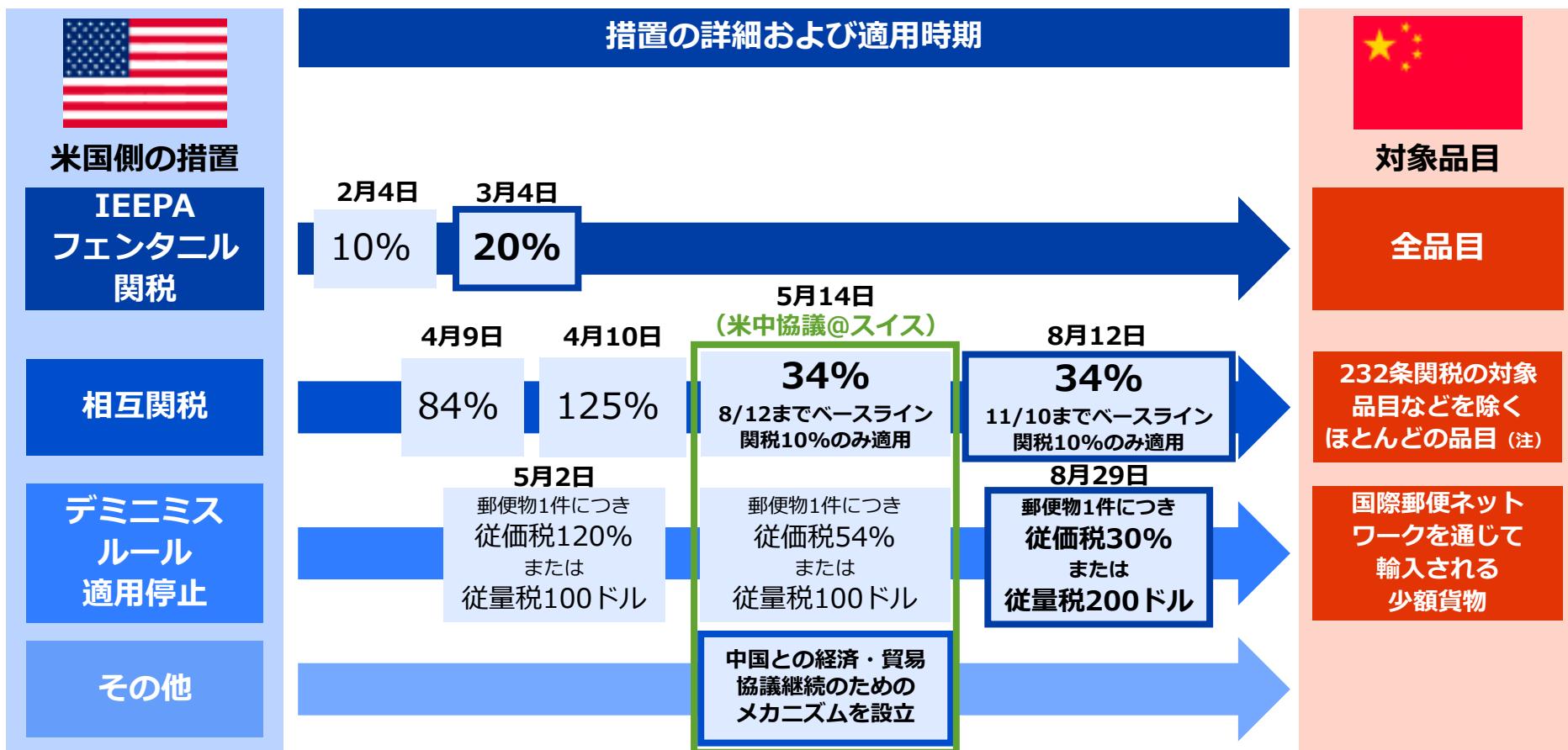
対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半導体製品、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のもの ・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のもの ・ 中型・大型トラック部品：エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品、それらシステムなど
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品

（注） 2025年8月22日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所） 米国政府公開資料（[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)、[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)）

19 | 対中国関税の概要

- トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。**スイスでの米中協議を受け、5月14日から8月12日まで計30%に引き下げ。さらに、11月10日まで引き下げの期間を延長。**



(注) 詳細は、8月4日発表の[CBPガイダンス](#)を参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品（IEEPA関税が賦課されている間）などが対象外。

(出所) 米国政府公開資料などから作成、2025年8月22日時点

20 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは4月17日、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港について、2025年10月から追加料金を課すと発表するとともに、中国製の港湾クレーンなど港湾荷役設備に対し追加関税を課す措置案も併せて発表した。
- 6月6日に修正案を発表し、追加料金の減額に加え、措置案に関するパブコメ募集を発表した。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月以降は追加料金を課す**。
また、**自動車運搬船に関しては**、中国で建造された船舶に限らず、**米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される**。

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに純トン数（NT）ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。

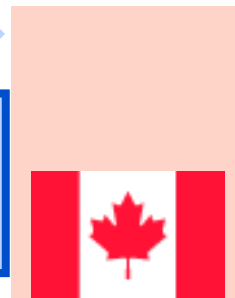
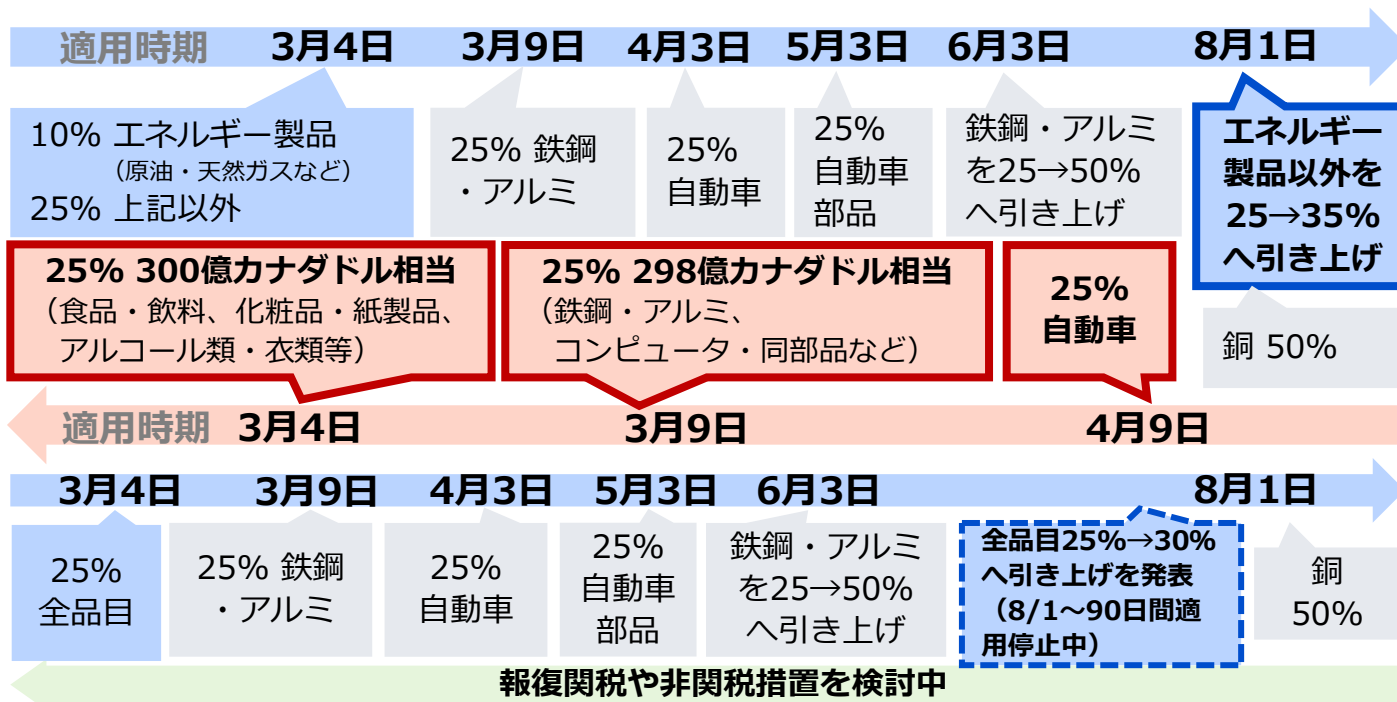
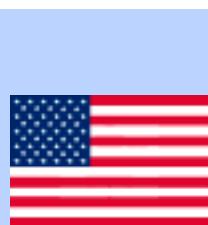
4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。

- 自動車専用運搬船の入港料は**1NTあたり14ドル**。

21 | 対カナダ・メキシコ関税の概要

- トランプ大統領は3月4日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ・メキシコ原産品に対して25%の追加関税を発動。**国際緊急経済権限法（IEEPA）**が根拠法に。
- 8月1日、カナダ原産品に対する追加関税を35%へ引き上げ。メキシコ原産品への追加関税の30%引き上げも発表したが、8月1日より90日間は適用停止となっている。



例外措置 適用対象

右記の製品以外
特恵関税（0%）対象

鉄鋼・アルミ・銅製品
USMCA原産性に関わらず
鉄鋼・アルミ・銅関税
（50%）の対象

自動車・同部品
自動車・同部品関税（25%）の対象
非米国産部分の価格のみへの賦課
同部品は追加関税適用のプロセスが確立するまで、適用対象外

（注）①自動車・同部品関税、②鉄鋼・アルミ関税、③それ以外の品目へのカナダ・メキシコ関税は①→②→③の優先順位でいずれか1つのみ適用。
（出所）各国政府の発表、メディア報道などから作成（2025年8月22日時点）

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

22 | USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則

一般的なルール	■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。 ① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める ② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める ③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める
自動車ルール	■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。 ① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上 ② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品 ③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料 ④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上 （注）詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	カナダ、メキシコ原産品への追加関税		自動車・同部品への追加関税
原則	■ 合成麻薬フェンタニル、不法移民流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき課されている追加関税で、カナダ原産品に原則35%（エネルギー製品のみ10%）、メキシコ原産品に25%課されている。	原則	■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日から25%の追加関税が課されている。カナダ、メキシコ原産品にも適用。
例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。	例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（ 参照記事 ）。

? Question

- （相互関税の対象品目について）日米合意に基づいた、相互関税15%と一般税率（MFN税率）の関係性を教えて欲しい。

商品AのMFN税率は5%だが、相互関税15%を加えて20%（MFN5%＋相互関税15%）になるのか、それとも相互関税だけで15%になるのか？
また、MFN税率が27.7%の商品Bの場合の関税率はどうか？

💡 Answer

- 日米合意に基づく、相互関税の対象品目について、MFN税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%になります。
- そのため、日米合意に基づく、相互関税の対象品目の関税率は、商品A（MFN5%）は15%（MFN5%を含む）、商品B（MFN27.7%）は27.7%が適用されると考えられます。

（注1）相互関税とMFN税率の関係性は日本政府資料に基づく。実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

（注2）公表従価換算税率の説明は、官報の付属書IIで記載されたEUに対する関税率として記載されているもの。

（出所）日本政府資料、官報

! Note

関税には、貨物の価格を基準に課す「従価税」、数量・重量等を基準に課す「従量税」、両者を組み合わせた「混合税」があります。

現時点では、日米合意に基づく、相互関税における従量税、混合税の考え方は、日本に対してはまだ示されていません。

一方、日米合意の内容と同様に「MFN税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目は15%」が適用されたEUについては、以下のように規定されています。

【EUに関する規定】

MFN税率が従量税、混合税の場合、相互関税の従価換算関税率は、MFN税率欄に基づいて支払う関税額を、その品目の関税評価額で割ることで算出される。

（例）

- ・MFN税率：50セント/kgの従量税
- ・1kgの関税評価額が10ドル

➡従価換算関税率：

$$50 \text{ セント} \div 10 \text{ ドル (1,000 セント)} = \underline{5\%}$$

相互関税の関税率（日本産の事例）

		4/4以前	4/5以降	日米合意
	ホタテ HTSコード0307.22.00	Free	10% (Free+ベースライン関税10%)	15%
	化学品 HTSコード2918.21.10	MFN6.5%	16.5% (MFN6.5%+ベースライン関税10%)	15% (MFN6.5%を含む)
	光ファイバー HTSコード9001.10.00	MFN6.7%	16.7% (MFN6.7%+ベースライン関税10%)	15% (MFN6.7%を含む)

相互関税の関税率（日本産の事例）

		4/4以前	4/5以降	日米合意
	旅行・スポーツ用等のバッグ HTSコード4202.92.45	MFN20%	30%（MFN20%+ベースライン関税10%）	20% （相互関税は0%）
	男性用シャツ(綿) HTSコード6205.20.20	MFN19.7%	29.7% （MFN19.7%+ベースライン関税10%）	19.7% （相互関税は0%）
	日本酒 HTSコード2206.00.45	MFN3セント/L	MFN3セント/L +ベースライン関税10%	（例）1Lの課税評価額が20ドルの場合 15% （従価換算関税率0.15%を含む）

（注） EUに関する規定に基づき算出。

? Question

- 米国が日本に適用する相互関税15%について、適用日はいつか？

💡 Answer

- **相互関税は、2025年8月7日午前0時1分（米東部時間）に輸入通関した貨物から適用**です。
ただし、8月7日午前0時1分より前に船積みし、10月5日午前0時1分より前に輸入通関した貨物は対象外です（10%のベースライン関税が適用）

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

ベースライン関税は、2025年4月5日午前0時1分（米東部時間）に輸入通関した貨物から適用。

ただし、4月5日午前0時1分より前に船積みし、6月16日午前0時1分より前に輸入通関した貨物は対象外。

? Question

- 8月7日から適用された相互関税では、日米合意の内容とは異なり、日本についてMFN税率 + 15%が賦課されているが、日米合意はどのように考えたら良いか？
- 日米合意が正しい場合、8月7日以降に徴収された関税の還付はされるのか？

💡 Answer

8/7以降は、相互関税の対象品目については、MFN税率 + 相互関税（15%）が課されている状態ですが、日本政府からは以下の発表がされています。

- 相互関税に関する大統領令を発出する際の米側内部の事務処理にあたって、日米間の合意に沿っていない内容の大統領令が発出され、適用が開始された。米国側から、**今後適時に大統領令を修正する措置をとることが説明された。**
- その際には8月7日以降に徴収される相互関税のうち、**日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻すこと（遡及効）**としたいとの説明があった。

? Question

- 日本産の玩具（HS9503）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の緑茶（HS0902）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の衣料品（HS6101）は相互関税の適用対象か？

💡 Answer

- 適用対象です。
- 相互関税の対象外の品目は右記で、玩具、緑茶、衣料品などは、対象外の品目には当たりません。

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

<対象外品目>

輸送中の貨物（9903.01.25）

2025年8月7日午前0時1分（米国東部時間）より前に船積みされ、10月5日午前0時1分までに米国で通関した品目（10%のベースライン関税が適用）

カナダ、メキシコ産品（9903.01.26、9903.01.27）

カナダまたはメキシコからの製品で、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）で免税される品目

ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品（9903.01.29）

寄付品（9903.01.30）

米国の管轄下にある者による、人道支援目的の寄付品（食料、衣類、医薬品など）

情報資料（9903.01.31）

出版物、映画、ポスター、レコード、写真、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、テープ、CD、CD-ROM、芸術作品、ニュース配信など

特定分類品（9903.01.32）

大統領令14257の附属書II、2025年4月11日付の大統領覚書に記載の品目

1962年通商拡大法232条対象品（9903.01.33）

鉄鋼・アルミニウム製品、鉄鋼・アルミニウム派生品の鉄鋼・アルミニウム部分、自動車・同部品、銅製品の銅部部分

米国原産成分（9903.01.34）

製品の少なくとも20%の価値が米国産である場合、相互関税は米国産部分には課されず、非米国原産部分に対してのみ課される。

? Question

ベトナムで製造した製品を日本に輸入し、日本から米国へ輸出する。

- この場合、相互関税はベトナム（原産地）の20%が適用されるのか？
- それとも日本（輸出国）の15%が適用されるのか？

💡 Answer

- 相互関税に関する官報に明記されていませんが、一般論として、**原産地主義に基づき判断されるものと推測**されます。
- そのため、日本で実質的な変更が行われていない限り、ベトナムの20%が適用されると推測されます。
- 7/31付大統領令により、**適用関税を回避するために積み替えられたと米国税関が判定した物品には、①相互関税に代えて40パーセントの追加関税、②各種罰金・罰則、③原産地の物品に適用されるその他の関税、手数料、税金、徴収金、課金が課されると規定**されました。

（注）実際の関税率は、米国側税関において判断されることになる。

! Note

一般的に、経由国で「実質的な変更（Substantial Transformation）」が行われた場合、最終的に実質的な変更をもたらした地が原産地となります。

米国における実質的な変更基準とは、「**当該産品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる産品へと変更 (transformation) したか否か**」に基づき、**実質的な変更の有無を判定する基準**であると、一般に理解されています。

（参考）経済産業省「日米貿易協定における原産地規則」

p15「第2章 米国実質的な変更基準（総論）」の非特惠原産地規則の一基準として記載

ただし、日本の非特惠原産地規則のHSコード4桁変更基準のような明確な基準はありません。

今回の関税措置においては、現在のところ原産性や実質的な変更に関する説明はされていません。

・米国税関のデータベース（CROSS）で事前教示の回答情報を閲覧可能。

・米国税関に事前教示（eRuling）を依頼することも可能。ただし回答内容は企業名、個人名を含めCROSSですべて公開される。

原産性の事例



中国、ブラジル等8カ国から原材料を日本へ輸入。
日本で原材料を混合・充填等を行ったソースは日本産品と見なされるか？
(CROSS, N333285、2023年)

- このケースでは、原材料を混ぜてソースを製造することで、実質的な変更が起こる。
- 原材料は個々の特性を失い、新しい製品である食品調理品の不可欠な一部となった。これは、新たな「名称、特徴、用途」を有するという実質的な変化の要件を満たしている。

したがって、**実質的な変更が認められる。＝日本産と見なされる**



中国から鍋、ふた、取っ手を米国へ輸入。
米国で取っ手を鍋およびふたに取り付け。
これは米国産品と見なされるか？
(Ran-Paige 事件、1996年)

- 名称の変更：鍋、ふた、取っ手という名称は組立ての前後で変化しないことから認められない。
- 特徴の変更：特徴とは物の独自性を形作る特性をいう。鍋は加熱中またはその前後に食物を入れておくという特徴、ふたは鍋の中に食物を閉じ込め加熱を助けるという特徴、取っ手は取り付けられたものを操作しやすくするという特徴があるが、これらの特徴は組立て前後で変わらない。
- 用途の変更：鍋の部品はそれぞれ輸入された時点で用途が定まっており、米国での組立て後も、その用途に変更はない。

したがって、**実質的な変更は認められない。＝米国産と見なされない**

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

山梨貿易情報センター

山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨4階

TEL : 055-220-2324

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら

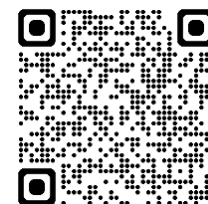


<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年8月7日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください

トランプ米大統領、全世界に非課税基準額（デミニミス）ルール適用を停止する大統領令発表

（米国、世界）

ニューヨーク発

2025年08月01日

米国のドナルド・トランプ大統領は7月30日、[少額貨物の輸入で非課税基準額（デミニミス）ルールを廃止する大統領令を発表](#) [📄](#)した。[ファクトシートも同日発表](#) [📄](#)した。米国では1930年関税法321条に基づき、輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入に対して、関税支払いなどを免除し、簡易的な方法で輸入通関ができるデミニミスルールを設けていた。

トランプ氏は2月に発表した大統領令で、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、合成麻薬フェンタニルや不法移民の流入阻止に向け、メキシコ、カナダ、中国に対して追加関税を課すとともに、これらの国に対してデミニミスの適用停止も定めていた。メキシコとカナダに対してはその後、適用停止を留保したが（[2025年3月4日記事参照](#)）、中国には5月2日から適用を停止した（[2025年4月4日記事参照](#)）。また、4月に発表した、IEEPAに基づいて相互関税を課す大統領令では、関税徴収に関する適切なシステムが整い次第、全世界向けにデミニミスの適用を停止することを定めていた（[2025年4月3日記事参照](#)）。

今回の大統領令では、中国に対するデミニミスの適用停止を継続するとともに、これまで留保されていたその他の国・地域に対しても、デミニミスの適用停止を決めた。これにより、米国東部時間8月29日午前0時1分以降に通関する貨物は、国際郵便ネットワークを通じて送付されるものを除き、電子申請システム（ACE）を利用した輸入申告書類の提出が必要で、適切な関税なども支払わなければならない。

国際郵便ネットワークを通じた輸入に対する関税率は、この大統領令の適用日から6カ月間、次の2とおりを選択できる。それ以後は1.の従価税を適用する。

1. 従価税：IEEPAに基づく関税率を郵便物の原産国・価値に対して適用。
2. 従量税：郵便物の原産国に応じたIEEPA関税率が16%未満の場合、1点当たり80ドル、IEEPA関税率16～25%の場合、同160ドル、IEEPA関税率が25%を超える場合、同200ドル(注)。

国際郵便ネットワークを利用する場合、税関・国境警備局（CBP）が新たな輸入申告手続きを確立して連邦官報に公示するまでは、関税以外の手数料などは引き続き変わらず、輸入申告書の作成も不要となる。ただし、郵便物の原産国はCBPに申告しなければならない。

米国への旅行者が個人用物品として200ドルまで免税で持ち込むことができる措置などは、今後も継続する。

なお、7月4日に成立した「大きく美しい1つの法案法（OBBBA）」で、デミニミスは2027年7月1日での廃止が決まっていた（[2025年7月8日記事参照](#)）。今回の大統領令でデミニミスの利用期限は約1年半前倒しされたかっこうだ。デミニミスの停止が物価上昇のゲームチェンジャーになるとの指摘もあり、今後の物価への影響も懸念される。

（注）現在、IEEPAに基づいて課している追加関税率は、フェンタニルなどの流入阻止を目的としたメキシコとカナダに対する原則25%、中国に対する20%、それ以外の国・地域に対するベースライン関税10%となっている。8月1日以降に課する相互関税もIEEPAに基づく。

（赤平大寿）

（米国、世界）

ビジネス短信 7ab60987e710800e

関連情報

ビジネス短信

米税関、非課税基準額（デミニミス）ルール廃止に伴い、国際郵便貨物の関税支払いガイダンスを発表(世界、米国) 2025年08月19日

ビジネス短信

トランプ米大統領、中国に対するデミニミスルールの適用を終了する大統領令を発表(中国、米国) 2025年04月04日